

令和7年度 八代市学校教育課臨時的任用職員 募集要項

八代市教育委員会学校教育課
〒866-8601 八代市松江城町 1-25
TEL (0965) 33-6133

受付期間 令和7年8月21日(木)～令和7年9月9日(火)

(当日消印有効)

面接日 令和7年9月17日(水) (予定)

1 受験資格・任用予定人員等

職種	任用予定人員	業務内容	受験資格
幼稚園教諭	1人	学級担任業務等	幼稚園教諭資格

* 令和7年10月17日までに資格免許取得見込みの人を含む。

【欠格事項】

地方公務員法第16条の規定に該当する次の人は、受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 八代市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

外国籍の受験希望者の皆さんへ

外国籍の方も受験できます。ただし、採用試験に合格した場合でも、在留資格において就労等が制限されている場合、活動が認められる在留資格の範囲内の職務でなければ、採用できません。

その他

年齢制限はありません。

2 選考方法

試験方法	内容
面接試験 個別面接 (10分程度)	主として人物、識見、職務適性、対人関係能力等を評価します

3 試験及び合格発表の日時・場所

区分	日時	場所	備考
面接試験	令和7年9月17日(水) 午後3時～午後4時の間 (予定)	八代市役所 本庁 4階 403会議室	
合格者 発表	令和7年9月25日(木)	八代市ホームページに 掲載	合否にかかわらず 受験者全員に文書 で通知します

【注意事項】

- (1) 身体等の事情により受験の際に特に配慮の必要な方は、面接会場等の準備に必要なため、履歴書にその旨を記載してください。
- (2) 合否については、電話ではお答えできません。

4 受験申込手続

申込 方法	提出書類	① 履歴書(写真付き) ② 免許状の写し
	申込先	〒866-8601 八代市松江城町1-25 本庁 学校教育課 〈注意事項〉 郵送の場合は、 1 履歴書、免許状写し以外のものは同封しないこと。 2 消印が受付期間を過ぎた場合は、受付できません。 持参される場合は、八代市役所本庁4階(学校教育課)へお越しください。受付時間：午前8時30分～午後5時15分(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
受験票の交付		受験票は後日送付します。申込書を持参された場合も同様です。 令和7年9月16日(火)午後3時を過ぎても受験票が届かない場合は、学校教育課まで連絡し指示を受けてください。 試験日に、受験票を試験場に持参してください。
申込書類の取扱い		提出いただいた書類は選考以外には使用いたしません。 選考の結果不合格となった方の書類については、適切に破棄いたします。

5 受験にあたっての注意事項

- (1) 面接中、通信機器(スマートフォン・携帯電話・腕時計型端末等)は、電源を切ってください。ため一切使用できません。
- (2) 面接は、指定された時刻にお越しください。遅れた場合は、面接ができない場合があります。
- (3) 受験資格に定める資格免許取得見込みの場合は、後日提出していただきます。

6 合格から任用まで

- (1) 任用は、令和7年10月17日の予定です。
- (2) 受験資格に定める資格免許取得見込みで受験し合格した人で、該当資格免許を取

得できなかった場合は、任用される資格を失うこととなります。

- (3) 合格発表後、受験資格がないこと又は申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。

7 勤務条件

任用期間	令和7年10月17日から令和8年3月31日(予定)まで
勤務地	八代市立松高幼稚園
業務内容	学級担任、事務的な業務(データ入力、書類整理等の庶務業務)
報酬 (月額)	(給料)短大卒の場合月額194,500円~258,100円 職員と同等の規定に基づき職歴、学歴により給料を決定します。 (手当) 通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。
社会保険等	学校共済組合、厚生年金保険が適用されます。
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。
勤務時間	月曜日から金曜日の週5日、1日7時間45分(週38時間45分) 午前8時30分~午後5時15分 ただし、業務の都合上、所属長の指示により勤務時間が変更する場合があります。行事等により土日勤務があります。
休日	土曜日、日曜日、祝日及び年末年始
休暇	年次休暇他
服務	臨時的任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用されます。